

部長会議付議事案書 (協議・報告)

(平成29年5月15日)

提案課名 広報課・観光課

報告者名 佐藤伸一、杉田佳一

<p>事案名</p>	<p>山岳雑誌出版社主催の「山の日」イベントを後援することについて</p>	<p style="text-align: right;">有</p> <p>資料</p> <p style="text-align: center;">無</p>						
<p>提案趣旨</p>	<p>山岳雑誌出版社が、山の日（8月11日）及びその翌日に丹沢の表登山口である県立秦野戸川公園で開催する「山の日イベント」を後援することについて協議するものです。</p> <p>また、本市の支援としては、地域住民との調整、神奈川県への後援及び許認可の要請、交通対策、広報宣伝等が想定されます。</p> <p>民間事業ではありますが、本市の知名度向上や地域活性化が図られることから、開催成功に向け、各部署が横断的に連携・協力し、必要な対応を行うこととします。</p>							
<p>概要</p>	<p>昨年度、初めて国民の祝日となった「山の日」。丹沢の豊かな自然と豊富な地下水に恵まれ、山の恩恵を受けつつ発展してきた本市では、その魅力を発信する絶好の機会と捉え、市民総ぐるみで本市の魅力を市内外に広く伝えるべく、多彩な「山の日」イベント（86事業）を実施しました。これにより、多くのメディアに取り上げられ一定の成果を挙げる事ができました。</p> <p>この度、国内屈指の山岳雑誌出版社である（株）山と溪谷社が「山の日」イベントとして「TANZAWA山モリ！フェス(仮題)」を丹沢の表登山口である県立秦野戸川公園で開催する運びとなりました。</p> <p>このイベントを成功に導き、本市の山の日プロモーションと連携することで、地域資源の魅力を一層磨き上げ、全国に本市と丹沢の知名度向上を図ることができます。</p> <p>また、主催者は、継続して本市と連携し、県立秦野戸川公園を会場に「山の日」のイベントを開催する意向が強いことから、このイベントを丹沢の夏の風物詩として定着させるため、各部署が横断的に連携して、開催の成功に向け支援するものです。</p>							
<p>経過</p>	<p>昨年8月に高尾山口で「TAKAO山モリフェス」イベントを開催した(株)山と溪谷社から、今年2月に県立秦野戸川公園を会場に本市と連携した開催について打診があり、3月から4月にかけて、開催誘致に向けた調整を関係機関としてきました。</p>							
<p>今後の進め方</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 各課等への情報提供及び調整（庶務担当課等）</td> <td style="text-align: right;">5月16日</td> </tr> <tr> <td>2 記者会見（本市での開催を主催者と同時発表）</td> <td style="text-align: right;">6月 5日</td> </tr> <tr> <td>3 記者会見（イベントの詳細発表）</td> <td style="text-align: right;">7月20日</td> </tr> </table> <p>なお、本市が行う「ハダ恋山恋キャンペーン」の一環として、山の日特設情報サイト、こども広報（7月15日号）、広報はだの（8月1日号）等により、情報を発信します。</p>		1 各課等への情報提供及び調整（庶務担当課等）	5月16日	2 記者会見（本市での開催を主催者と同時発表）	6月 5日	3 記者会見（イベントの詳細発表）	7月20日
1 各課等への情報提供及び調整（庶務担当課等）	5月16日							
2 記者会見（本市での開催を主催者と同時発表）	6月 5日							
3 記者会見（イベントの詳細発表）	7月20日							

## 部長会議付議事案書（報告）

（平成29年5月15日）

提案課名 国保年金課

報告者名 陶山 茂

事案名	平成30年度国民健康保険制度改革について		資料 有
提案趣旨	<p>平成30年度に行われる国保制度改革においては、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料の負担が重い」、「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という国保の抱える課題を解消するため、国が約3400億円の追加的な財政支援を行うとともに、都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となりそれぞれの役割を担います。</p> <p>国民健康保険事業の財政運営の主体となる県は、県内の医療給付費の財源の一部となる、市町村ごとの国保事業費納付金を決定することになりますが、平成29年度に制度改革が行われたと仮定して、神奈川県が各市町村の納付金を試算したので国保制度改革の概要と併せて報告するものです。</p>		
概要	<p>平成30年度の国保制度改革により、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の主体となり、各市町村の医療費水準、所得水準、加入者数等から市町村ごとの納付金を算出することになります。</p> <p>この納付金について、平成29年度に制度改革が行われたと仮定して、神奈川県が試算した結果が各市町村に提供されました。</p> <p>この試算結果について、平成29年度予算を踏まえ、仮に平成29年度に制度改革が行われた場合に、どの程度本市の国保財政に影響が出るかを試算しましたので、国保制度改革の概要と併せて状況を報告するものです。</p>		
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年12月 『持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律』（プログラム法）成立</li> <li>2 平成27年2月 プログラム法を踏まえた『国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）』が国保基盤強化協議会で合意</li> <li>3 平成27年5月 『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』が成立</li> <li>4 平成28年4月 国が『国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）』を策定</li> <li>5 平成29年1月 神奈川県が平成29年度国保事業費納付金の試算結果を各市町村に提示</li> </ol>		

今後の  
進め方

平成29年5月16日(火) 議員連絡会で報告

平成29年11月頃 県から平成30年度の国保事業費納付金及び標準保険料率試算額の提示

平成30年1月 県から平成30年度の国保事業費納付金額及び標準保険料率の提示

# 国民健康保険制度改革

## 都道府県と市町村それぞれの役割

改革の方向性		
1 運営の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う</li> <li>○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>○都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村毎の国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を都道府県に納付
3 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証の発行)
4 保険料の決定 賦課徴収	標準的な算定方法等により、市町村毎の標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5 保険給付	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

# 国民健康保険制度改革

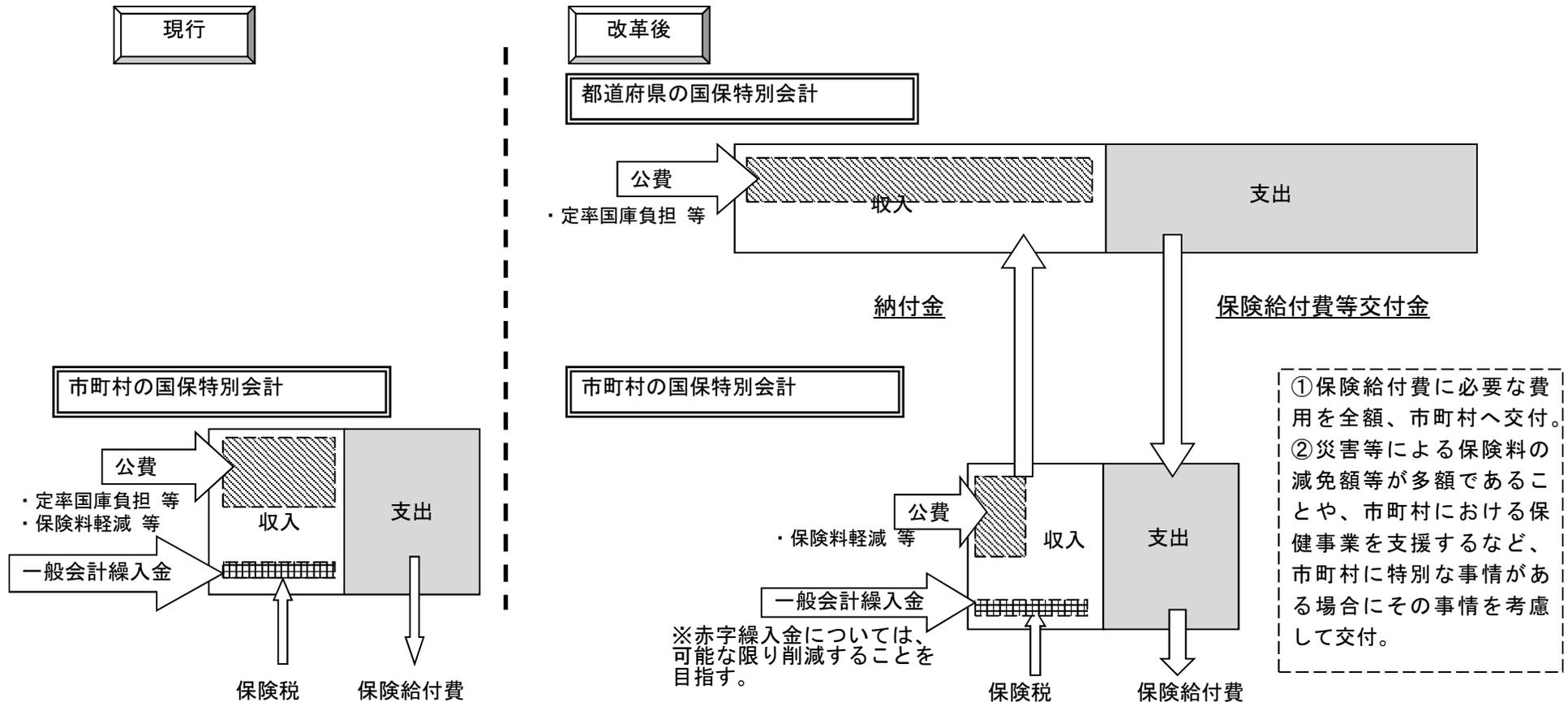
## 改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村毎の国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※都道府県にも国保特別会計を設置

○市町村は、都道府県が市町村毎に決定した納付金を都道府県に納付する。

※納付金の額は、市町村毎の医療費水準と所得水準を考慮



## 平成 29 年度国保事業費納付金・標準保険料率の試算結果について

- この試算結果は、平成 29 年度に国保制度改革が行われると仮定して納付金算定をした場合の金額であり、平成 30 年度の最終的な納付金決定額は、平成 30 年 1 月に通知される予定です。
- 制度改革後は、被保険者の負担する保険税額が急増しないよう、激変緩和措置が設けられ、5%程度を超える伸びは都道府県繰入金による繰入が行われます。ただし、赤字繰入金の削減による伸びは認められません。

## 1 平成 29 年度国民健康保険事業費納付金について

## (1) 納付金試算額

・・・・・・・・・・・・・・・・・・約 52.6 億円

## (2) 赤字繰入金額の予算額と試算結果との比較

ア 平成 29 年度当初予算額・・・・・・・・・・約 8.9 億円

イ 試算結果による算定額・・・・・・・・・・約 6.3 億円

ウ 差引き・・・・・・・・・・△約 2.6 億円

※この試算は、税率改正を行わない前提で算定しております。

※国の方針としては赤字繰入金額を解消・削減する方向であり、各市町村は、計画的・段階的に繰入金額を解消することについて検討する必要があります。

## 2 神奈川県による試算額を基に算定した標準保険料率について

標準保険料率とは、県が算定した国保事業費納付金を納付するため、赤字繰入金を 0 円とした場合に、各市町村で徴収する必要のある保険料総額を算定するための保険料率です。

	所得割			均等割 (円)			平等割 (円)		
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
アH29 秦野市の保険税率	5.38%	1.98%	1.83%	19,600	6,300	6,400	20,800	6,700	6,800
イ標準保険料率	7.33%	2.58%	2.46%	21,956	6,742	6,541	22,900	7,048	6,791
アとイの差引き	+1.95%	+0.6%	+0.63%	+2,356	+442	+141	+2,100	+348	-9

## 3 2の標準保険料率に基づくモデル世帯(50歳夫婦2人世帯、所得200万円)の保険税賦課額試算について

	医療分	後期分	介護分	合計
現行の税率	149,800 円	52,300 円	50,100 円	252,200 円
標準保険料率	189,200 円	63,600 円	60,900 円	313,700 円
差引き	+39,400 円	+11,300 円	+10,800 円	+61,500 円

## 部長会議付議事案書（報告）

（平成29年5月15日）

提案課名 営業課

報告者名 小泉 康男

事案名	公共下水道汚水の誤接続に伴う下水道使用料の還付について	資料 有
提案趣旨	鶴巻地区にあるガソリンスタンドで、汚水管が誤って雨水管に接続され、約6年間、徴収してしまった下水道使用料を全額納入者へ還付しましたので、報告するものです。	
概要	<p>誤接続のため実際には公共下水道を使用していなかったこと、及び誤接続の原因が市職員の事務処理ミスであることを踏まえ、すでに納入済みの下水道使用料全額を納入者へ還付しました。</p> <p>根拠は、下水道使用料という内容の要件を失ったため、民法第167条（10年による時効消滅）に基づくものです。</p> <p>下水道使用開始日 平成22年12月24日</p> <p>還付対象 平成23年2月調定分から平成28年10月調定分までの下水道使用料</p> <p>還付金額 1,125,586円</p> <p>還付加算金 80,400円</p> <p>支払日 平成29年3月24日</p>	
経過	<p>平成28年11月 8日 下水道施設課の調査により誤接続が判明</p> <p>同年11月11日 議会へ報告及び報道発表</p> <p>ガソリンスタンド店長に下水道使用料について説明</p> <p>平成29年 3月13日 還付金額及び還付加算金額が確定し納入者へ通知</p> <p>同年 3月24日 口座へ振り込み</p>	
今後の進め方	平成29年5月16日 議員連絡会で報告	

部長会議付議事案書（報告）

（平成29年5月15日）

提案課名 営業課

報告者名 小泉 康男

<p>事案名</p>	<p>公共下水道使用料の賦課漏れ対応状況及び大根小学校の取扱いについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>公共下水道使用料の賦課漏れが確定した156件は、地方自治法に基づき過去の使用料について、5年間遡及して請求することとし、その額が3月に確定しました。この156件のうち、市の施設である大根小学校分が1件含まれていますが、同じ自治体であり、債権という扱いではなく、実際に使用していた実態を踏まえて下水道に接続開始した平成17年度まで遡及して請求することとしました。 このため、本年2月及び3月に報告した遡及請求金額を修正するとともに、2月から現在までの職員による市民に対する説明、納付のお願いを実施した対応状況について報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 賦課漏れ対象件数 156件（うち1件は大根小学校） 2 賦課漏れ金額（全体 約5,484万円） (1) 3月報告の5年間の遡及請求額 約1,967万円 （うち大根小学校分は、約212万円） (2) 大根小学校の過去5年分より前の請求額 約335万円 (3) 修正後の遡及請求額 約2,302万円 3 公共下水道賦課漏れ対応状況について 別紙資料のとおり</p>	
<p>経過</p>	<p>平成28年12月 2日 賦課漏れについて議会へ報告及び報道発表 同年12月12日～平成29年1月31日 公共下水道接続状況の現地調査を実施 同年12月27日 議会へ現地調査の報告（中間報告） 平成29年 1月13日～31日 賦課漏れ額の算定及び原因調査 同年 1月16日 議員連絡会で報告（中間報告） 同年 2月16日 議員連絡会で報告（調査結果）及び報道発表 同年 2月17日～ 賦課漏れ訪問説明及び遡及分の納付についてお願いを実施 同年 3月23日 コンプライアンス推進委員会から議員連絡会で賦課漏れ全体額及び対応状況の報告 同年 4月～ 賦課漏れの156件の水栓のうち、既に市内外へ転居した方（68名）について説明及び納付書のお願いを実施中</p>	
<p>今後の進め方</p>	<p>1 平成29年5月16日 議員連絡会で状況の報告及びホームページで公表 2 本年第2回定例会に大根小学校の賦課漏れ遡及額の補正予算を提案予定 3 賦課漏れ対応状況について、定期的（9月末及び3月末）に市ホームページで公表します。</p>	

部長会議付議事案書（報告）

（平成29年5月15日）

提案課名 営業課

報告者名 小泉 康男

事案名	公共下水道使用料の外水栓への賦課について		資料 有
提案趣旨	<p>昨年度発覚した、公共下水道使用料の賦課漏れを踏まえて、すべての事務の再点検を3月末に実施しました。</p> <p>その結果、公共下水道に接続されていない外水栓に対し使用料を賦課しているものが発見されたことから、現在の状況及び今後の対応について報告するものです。</p>		
概要	<p>水道メーターの中で、集合住宅等において、外への散水用の水栓には、下水道使用料を賦課していませんが、賦課している水栓があったことから、現地調査を実施しています。</p> <p>現地調査には、賦課漏れのように接続されているか確認するだけでなく、対象家屋内の水道のすべての蛇口から水を流して、メーターを確認する必要があり、時間がかかることから、初期の段階での報告を行うものです。</p>		
経過	<p>平成29年3月</p> <p>同年 4月下旬～</p>	<p>鶴巻地区の共同住宅において、外水栓に対し、下水道使用料を賦課していたことから、現地を確認したところ、下水道に接続されていないことが確認できました。</p> <p>料金システムにおいて外水栓等としている水栓のうち下水道使用料を賦課しているリスト約130件について、現地調査を実施中</p>	
今後の進め方	<p>平成29年5月16日</p> <p>同年4月下旬～7月末（予定）</p> <p>8月～</p>	<p>議員連絡会で報告</p> <p>現地確認を実施</p> <p>賦課誤りが確定した場合は、順次、対象の方への下水道使用料を還付</p>	

## 公共下水道汚水の誤接続に伴う下水道使用料の還付等について

平成29年5月15日

上下水道局営業課

### 1 公共下水道汚水の誤接続に伴う下水道使用料の還付について

昨年鶴巻地区のガソリンスタンドにおいて、汚水管が誤って雨水管に接続されているにも関わらず、約6年間公共下水道使用料を徴収していた事業者に対して、次のとおり公共下水道使用料を還付しました。

- (1) 公共下水道使用料 1, 125, 586円
- (2) 還付加算金 80, 400円
- (3) 支払日 平成29年3月24日

### 2 公共下水道使用料の賦課漏れ対応状況及び大根小学校の取扱いについて

#### (1) 遡及請求金額の修正について

公共下水道使用料の賦課漏れの事案では、本年2月及び3月に賦課漏れが確定した156件について、過去5年間分を遡及して請求することを報告いたしました。この156件のうち、1件は、市の施設である大根小学校分が含まれており、同じ自治体であることから、債権という扱いではなく、実際に使用していた実態を踏まえて、下水道に接続開始した平成17年度まで遡及して請求することとしました。

このため、前回報告した遡及請求金額（約1,967万円）について、修正（約2,302万円）するものです。

また、大根小学校分の支払いは、本年第2回定例会に補正予算を提案する予定です。

#### (2) 遡及請求の対応状況

上下水道局職員が、本年2月17日以降に賦課漏れの経緯、賦課の開始及び過去5年分の遡及賦課について、対象の方を訪問し謝罪するとともに説明を実施した結果、現時点での対応状況は次のとおりです。

項目	遡 及 請 求		水 栓	
	金額（円）	比率（％）	件数（件）	比率（％）
支払い了承	16,565,565	72.0	122	78.2
※（うち大根小学校）	5,470,267	23.8	1	0.6
交渉中、所在不明	6,449,654	28.0	34	21.8
<b>合計</b>	<b>23,015,219</b>	<b>100.0</b>	<b>156</b>	<b>100.0</b>

※大根小学校については、過去5年以前の平成17年接続開始当初からの賦課漏れ金額（3,348,780円）も含む。

(3) 納入金額について

遡及請求額23,015,219円のうち、現時点でお支払いいただいた納入額は2,483,535円で、納入率は10.8％です。

(4) 今後の対応と納入状況について

交渉中の方については、最大で平成34年度末までの納期限の中で、お支払いいただけるよう、引き続き対応していきます。

また、納入金額の状況等については、年2回（3月末及び9月末）、市ホームページで公表いたします。

### 3 公共下水道使用料の外水栓への賦課について

(1) 現状

公共下水道使用料賦課漏れを踏まえて、本市コンプライアンス推進委員会からの報告及び指摘を受け、事務等の再点検を実施しました。

そのなかで公共下水道に接続されていない共同住宅の外水栓に下水道使用料を賦課しているものが発見されたため、現在調査を実施しています。

調査対象は、約130件です。

(2) 今後の対応

調査対象の約130件について、7月末までに現地確認を行い、下水道使用料を賦課することが誤りである場合は、還付の手続きを実施します。

土地利用委員会 **調整部会** 審議案件報告書

(平成29年4月 調整部会)

平成29年5月(定例部長会議) 開発建築指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積 (㎡)	計画概要
1	(事業名)	平沢字久保頭 530番1ほか	(事業主名)	準工業地域 第一種中高層住 居専用地域	6,998.04	店舗1棟の建設

(注) 区域面積1,000㎡以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び分譲住宅または共同住宅で10戸以上の環境創出行為を掲載。

